

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年7月9日 07時20分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町大崎 ^{おおさき} 今津港西沖防波堤灯台から真方位270°420m付近 (概位 北緯36°10.4′ 東経133°18.2′)
事故の概要	漁船105祐生丸 ^{ゆうせい} は、北東進中、大崎の岩場に乗り揚げた。 105祐生丸は、船底外板に破口を生じた。
事故調査の経過	平成27年9月18日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 105祐生丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	SN2-2858（漁船登録番号）、祐生水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、中型まき網漁の灯船であり、7月8日17時50分ごろ隠岐の島町加茂漁港^{かも}を出港し、操業後、9日05時00分ごろ約13ノットの対地速力で島後水道^{とうご}を自動操舵により帰航中、操舵室の椅子に腰を掛けて操船に当たっていた船長が居眠りに陥った。</p> <p>船長は、本事故時、変針予定場所まで約3MIに接近した頃に眠気を催したが、もうすぐ入港するので居眠りすることはないと思った。</p> <p>船長は、ふだん17時30分ごろ加茂漁港を出港し、翌朝08時ごろ帰港する操業形態で、出港から帰港するまで仮眠する時間がなく、本事故時が連続操業の4日目であったが、特に疲労を感じていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約2.1mであった。</p>
分析	<p>本船は、船長が、椅子に腰を掛けて操船していたところ、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過し、大崎の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、眠気を催したが、自動操舵及び椅子に腰を掛けた状態で操船に当たっていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
原因	本事故は、船長が、椅子に腰を掛けて操船していたところ、居眠りに陥ったため、本船が大崎の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 椅子に腰を掛けて操船する場合、眠気を催すことがあるので、椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航を防止すること。
-----------	--